

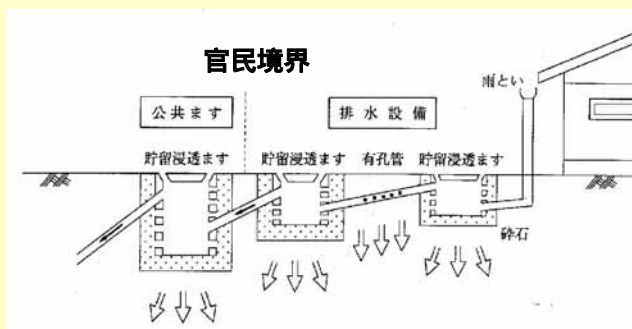
雨水の排除から雨水の活用への転換

下水道に関する法令等における雨水の位置づけ

【現行の制度等】

< 下水道法、下水道法施行令 >

- ・下水道: 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。(法第2条)
- ・公共下水道の供用が開始された場合においては、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置しなければならない。(排水設備の設置(法第10条))
- ・雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。(排水施設(令5条の4)、排水設備(令8条))
- ・下水計画量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。(排水施設の構造の技術上の基準(令5条の5))



< 設計指針 >

- ・雨水排除計画においては、ピーク量を速やかに流下させることが基本。
- ・管きょ布設が困難な場合等には、必要に応じて貯留・浸透を盛り込んだ計画とする。

下水道施設計画・設計指針と解説((社)日本下水道協会)

【雨水の貯留・浸透の法令等における課題】

- ・下水道計画の考え方は雨水の速やかな排除が基本であり、積極的に貯留・浸透をしていく体系となっていない。
- ・貯留に関する構造上の基準がなく、貯留の取り扱いが明確でない。
- ・浸透に関しては、排水施設、排水設備の選択し得る構造の一つとしての取り扱いとなっている。
- ・雨水の流出抑制機能を排水機能の一部と解釈することは一般的には不自然
- ・雨水の利用に関する規定がない。

下水道に関する法令等における雨水の位置づけ

特定都市河川浸水被害対策法の規定(平成15年制定)

特定都市河川浸水被害対策法では、河道整備による浸水被害の防止が都市化の進展により困難な地域について、以下のような、河川への流出抑制にかかる規定が設けられており、これによって流域の浸水被害の防止を図っている。

- ・排水設備の技術上の特例として、貯留浸透機能の義務化が条例により可能(8条)
- ・雨水浸透阻害行為の許可(9条)
- ・保全調整池の指定等(23条)
- ・保全調整池の機能保全のための管理協定の締結等(27条)



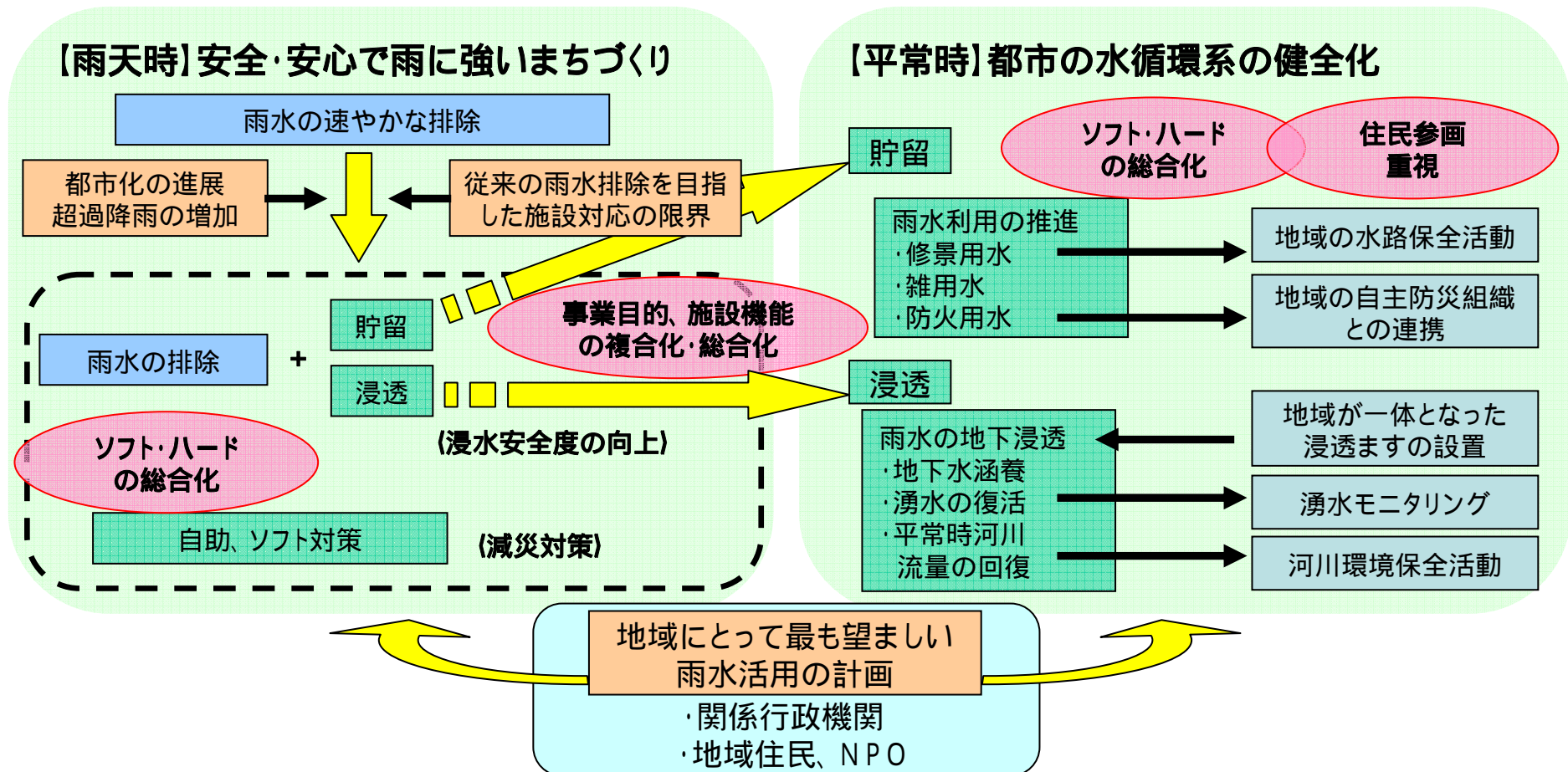
河道の整備上は問題ないが、下水道整備による浸水被害の防止が困難な場合には、上記のようなスキームは適用できない。

(例: 海域への放流管により、一定レベルの整備が終了したが、その後の市街化の進展により流域の流出係数が上昇し、管渠の能力不足が発生したような場合。)

雨水の排除から活用への転換

【施策を進める上でのポイント】

- ・浸水対策として雨水を排除する下水道から貯留浸透型の下水道への転換を推進
- ・併せて平常時の水循環系の健全化も事業目的として位置づけ、雨水利用等の施設機能を持たせるような計画づくりを推進
- ・住民、NPO等や関係行政機関の参画により、地域にとって最も望ましい雨水活用の計画を策定
- ・地域住民、NPO等の参画によるハード、ソフト施策についても計画に位置づけ

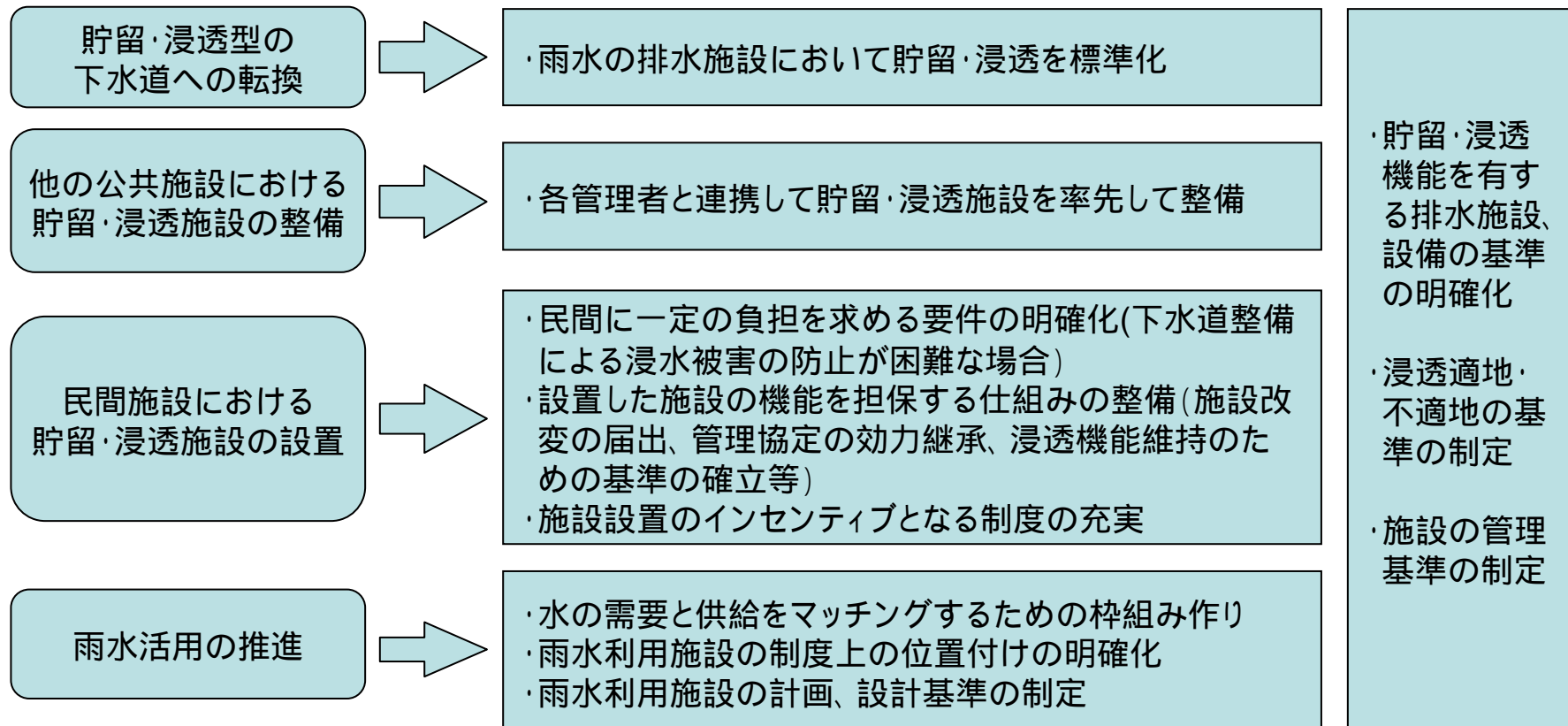


下水道における雨水の活用に向けた施策

今後の取り組み

・地域一体となって「雨に強いまちづくり」を実現することとあわせて、雨水の活用を推進することにより、雨水が流出しにくく、活用しやすいまちづくりを実現。このため、下水道に関しては以下の施策を検討。

講ずべき施策



各事業が連携した雨水利用のための施設整備

・道路、公園等関係部局や住民等と連携し、雨水の浸透、貯留、利用を含めた地域にとって最も望ましい雨水管理計画を策定し取組を推進

公園

公園や学校の地下空間を活用した雨水貯留浸透施設の整備



<公園事業等>

防災施設

地域防災計画に位置付けのある防火水槽整備に雨水を活用



<防火水槽整備事業>

河川

都市河川にかかる雨水貯留施設の整備



<総合流域防災事業>

集合住宅

集合住宅において、水資源の有効利用に資する処理・供給施設の整備

<環境共生住宅市街地モデル事業>

地域住民等

各戸貯留浸透施設の設置



<新世代下水道支援事業制度他>

貯留した雨水のせせらぎ用水への導水

貯留管の整備

下水道
<下水道事業等>

雨水利用のための送水管

開渠の雨水幹線を親水空間として整備

洗浄・散水・修景用水への雨水利用

雨水幹線上部空間のせせらぎ水路整備

大規模建築物

大規模建築物における雨水貯留個別循環の推進



<低利融資制度、税制>